



税務署の確定申告会場についてのお知らせ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006 観音寺税務署 ☎25-2191

①マイナンバーが分かるもの、②前年の確定申告書の控え、③確定申告のお知らせハガキ、④給与や公的年金等の源泉徴収票、⑤配当等の支払調書、⑥特定口座年間取引報告書、⑦収支内訳書または青色申告決算書、⑧社会保険料控除証明書、国民年金払込証明書、⑨医療費控除の明細書、⑩生命保険料控除証明書、⑪

⑫確定申告書の控え、⑬確定申告のお知らせハガキ、⑭給与や公的年金等の源泉徴収票、⑮配当等の支払調書、⑯特定口座年間取引報告書、⑰収支内訳書または青色申告決算書、⑱社会保険料控除証明書、国民年金払込証明書、⑲医療費控除の明細書、⑳生命保険料控除証明書、㉑



▲国税庁LINE公式アカウントはこちら

観音寺税務署での確定申告は2月16日(水)からです
開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)
 ※土日、祝日を除く
 ※期間より前は、確定申告会場を設置していませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書などの提出は受け付けています。
受付時間 午前8時30分～午後4時
 (相談開始は午前9時から)
 ※会場の混雑状況により、午後4時前であっても受け付けを終了する場合があります。
入場整理券について
 混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は会場で当日配付またはLINEで2月1日(火)から事前発行します。
 LINEでの事前発行方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

次の書類は、例として記載しています。
 ①マイナンバーが分かるもの、②前年の確定申告書の控え、③確定申告のお知らせハガキ、④給与や公的年金等の源泉徴収票、⑤配当等の支払調書、⑥特定口座年間取引報告書、⑦収支内訳書または青色申告決算書、⑧社会保険料控除証明書、国民年金払込証明書、⑨医療費控除の明細書、⑩生命保険料控除証明書、⑪

⑫確定申告書の控え、⑬確定申告のお知らせハガキ、⑭給与や公的年金等の源泉徴収票、⑮配当等の支払調書、⑯特定口座年間取引報告書、⑰収支内訳書または青色申告決算書、⑱社会保険料控除証明書、国民年金払込証明書、⑲医療費控除の明細書、⑳生命保険料控除証明書、㉑

⑫確定申告書の控え、⑬確定申告のお知らせハガキ、⑭給与や公的年金等の源泉徴収票、⑮配当等の支払調書、⑯特定口座年間取引報告書、⑰収支内訳書または青色申告決算書、⑱社会保険料控除証明書、国民年金払込証明書、⑲医療費控除の明細書、⑳生命保険料控除証明書、㉑

「スマホ専用画面」がより便利に
 スマートフォンで申告する場合は、入力しやすい「スマホ専用画面」をご利用ください。1月から次のことが可能となりました。
 ①スマホのカメラ機能を使った源泉徴収票の自動入力
 ②「スマホ専用画面」の対象範囲が拡大し、これまで可能であった給与所得、雑所得および一時所得の申告に加え特定口座年間取引報告書、上場株式等の譲渡損失額および外国税額控除の申告
 申告できる所得控除についての制限はありませんので、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除も申告できます。

地震保険料控除証明書、⑫寄附金関係書類、⑬住宅借入金等特別控除等関係書類、⑭還付金振込口座番号の分かるもの
 なお、「収支内訳書または青色申告決算書」および「医療費控除の明細書」については、必ず事前に作成して来署してください。
スマートフォンで申告が可能です
 スマートフォンで国税庁ホームページにアクセスすれば、画面の案内に従って入力するだけで、申告書が作成できます。
 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
 ▲国税庁ホームページはこちら



原付や小型特殊自動車(農耕用含む)にナンバープレートは付いていますか

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

軽自動車税は、原動機付自転車、農耕用を含む小型特殊自動車、三輪または四輪の軽自動車、二輪の小型自動車を所有している事実に対して所有者に課税され、納税義務が生じます。
原動機付自転車・小型特殊自動車を所有する人
 ナンバープレートは、課税対象であることを示す課税標識を兼ねています。公道を走行しなくても、車両への附着義務があり、標識の返納(廃車)は、「廃棄」「譲渡」「転出」「盗難・紛失」の場合に限り、受け付けられます。
 ナンバープレートが付いていない原付・農耕用を含む小型特殊自動車などを持つ人は、必ず、税務課または各支所で標識交付申請手続きを行ってください。標識がないまま車両を所有している期間については、さかのぼって課税される場合があります。
 乗用の田植機、コンバインおよびトラクターなど(農耕用小型特殊自動車)も、使用の有無や、道路を走行するしないにかかわらず、所有している人は、市へ登録することが義務付けられています。

軽自動車税は、原動機付自転車、農耕用を含む小型特殊自動車、三輪または四輪の軽自動車、二輪の小型自動車を所有している事実に対して所有者に課税され、納税義務が生じます。
原動機付自転車・小型特殊自動車を所有する人
 ナンバープレートは、課税対象であることを示す課税標識を兼ねています。公道を走行しなくても、車両への附着義務があり、標識の返納(廃車)は、「廃棄」「譲渡」「転出」「盗難・紛失」の場合に限り、受け付けられます。
 ナンバープレートが付いていない原付・農耕用を含む小型特殊自動車などを持つ人は、必ず、税務課または各支所で標識交付申請手続きを行ってください。標識がないまま車両を所有している期間については、さかのぼって課税される場合があります。
 乗用の田植機、コンバインおよびトラクターなど(農耕用小型特殊自動車)も、使用の有無や、道路を走行するしないにかかわらず、所有している人は、市へ登録することが義務付けられています。

軽自動車税は、原動機付自転車、農耕用を含む小型特殊自動車、三輪または四輪の軽自動車、二輪の小型自動車を所有している事実に対して所有者に課税され、納税義務が生じます。
原動機付自転車・小型特殊自動車を所有する人
 ナンバープレートは、課税対象であることを示す課税標識を兼ねています。公道を走行しなくても、車両への附着義務があり、標識の返納(廃車)は、「廃棄」「譲渡」「転出」「盗難・紛失」の場合に限り、受け付けられます。
 ナンバープレートが付いていない原付・農耕用を含む小型特殊自動車などを持つ人は、必ず、税務課または各支所で標識交付申請手続きを行ってください。標識がないまま車両を所有している期間については、さかのぼって課税される場合があります。
 乗用の田植機、コンバインおよびトラクターなど(農耕用小型特殊自動車)も、使用の有無や、道路を走行するしないにかかわらず、所有している人は、市へ登録することが義務付けられています。

軽自動車税は、原動機付自転車、農耕用を含む小型特殊自動車、三輪または四輪の軽自動車、二輪の小型自動車を所有している事実に対して所有者に課税され、納税義務が生じます。
原動機付自転車・小型特殊自動車を所有する人
 ナンバープレートは、課税対象であることを示す課税標識を兼ねています。公道を走行しなくても、車両への附着義務があり、標識の返納(廃車)は、「廃棄」「譲渡」「転出」「盗難・紛失」の場合に限り、受け付けられます。
 ナンバープレートが付いていない原付・農耕用を含む小型特殊自動車などを持つ人は、必ず、税務課または各支所で標識交付申請手続きを行ってください。標識がないまま車両を所有している期間については、さかのぼって課税される場合があります。
 乗用の田植機、コンバインおよびトラクターなど(農耕用小型特殊自動車)も、使用の有無や、道路を走行するしないにかかわらず、所有している人は、市へ登録することが義務付けられています。



償却資産の申告は1月31日(月)まで

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

種類	具 体 例
構 築 物	舗装路面、緑化施設などの外構工事、屋上看板、橋、庭園、サイロ、外灯、受変電設備、LAN配線、壁面サイン工事、賃借人による内装など
機械および装置	旋盤などの工作機械、パワーショベルなどの土木建設機械、太陽光発電システムなど
船 舶	漁船、フェリー、貨物船、油そう船、モーターボート、ヨットなど
航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車、客車など
工具、器具および備品	OA機器、机、ルームエアコン、金型、医療用機器、自動販売機、立看板、パチンコ台、無人駐車料金徴収装置、漁具、貸植木など

償却資産とは、個人または法人で工場、商店、アパートなどを経営している人や農業をしている人が、その事業のために用いる構築物、機械、装置、工具、器具・備品などのことです。太陽光発電設備も償却資産に該当し、住宅用であっても出力10kW以上の場合には申告の対象です。自動車の対象となるものや、特許権などの無形減価償却資産は対象となりません。
 また、償却資産として固定資産税の対象であった農耕作業用トラレーラのうち、小型特殊自動車に分類されるものが軽自動車税(種別割)の対象となっ

ています。詳細については、市ホームページをご覧ください。
 償却資産を所有している人は、1月31日(月)までに令和4年1月1日現在の状況を申告してください。
 昨年申告した人には、12月上旬に申告書を送付していただきますので、変更の有無を申告してください。12月中旬にお手元に届かない人や、令和3年1月2日以降に新たに償却資産を取得した人(事業を始めた人)には申告書を送付しますので、税務課にご連絡ください。



飼い犬や飼い猫が迷子になったら

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007/西讃保健所 ☎25-4383/三豊警察署 ☎72-0110

速やかに、保健所と市役所に連絡してください
 ・いなくなった日時と場所
 ・犬、猫の特徴
 ・連絡先
 ※長距離移動する場合もありますので、周辺の保健所や市役所にもお問い合わせください。
警察署にも連絡してください
 保護した人から住所地の警察署に届け出が出ている場合があります。三豊警察署の落とし物担当に連絡してください。
保健所に保護・収容された犬や猫の情報はインターネットで見ることができます
 「西讃保健所犬」などで検索すると、県のホームページ中の該当ページがヒットします。
 定期的に確認してください。
飼い主の皆さんにお願いします
 必ず、犬・猫の首輪などに、飼い主の連絡先が分かるものを付けてください。また、首輪が緩くなっていないか定期的に確認してください。
 保健所には、飼われていたと思われる犬や猫が多く収容されています。譲渡できる数には限りがあります。殺処分を減らすためには、保健所に収容される数を減らすことが大切です。飼い主の皆さんのご協力をお願いします。

速やかに、保健所と市役所に連絡してください
 ・いなくなった日時と場所
 ・犬、猫の特徴
 ・連絡先
 ※長距離移動する場合もありますので、周辺の保健所や市役所にもお問い合わせください。
警察署にも連絡してください
 保護した人から住所地の警察署に届け出が出ている場合があります。三豊警察署の落とし物担当に連絡してください。
保健所に保護・収容された犬や猫の情報はインターネットで見ることができます
 「西讃保健所犬」などで検索すると、県のホームページ中の該当ページがヒットします。
 定期的に確認してください。
飼い主の皆さんにお願いします
 必ず、犬・猫の首輪などに、飼い主の連絡先が分かるものを付けてください。また、首輪が緩くなっていないか定期的に確認してください。
 保健所には、飼われていたと思われる犬や猫が多く収容されています。譲渡できる数には限りがあります。殺処分を減らすためには、保健所に収容される数を減らすことが大切です。飼い主の皆さんのご協力をお願いします。



▲迷い犬・迷い猫情報はこちらから

